



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第88号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県政情報センター等設置運営要綱の一部改正

（総 務 課） 2

【警本告示】

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正

（警 察 本 部） 2

告 示**島根県告示第249号**

県政情報センター等設置運営要綱（平成6年島根県告示第716号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第1号キ及び第2号キ中「異議申立書等」を「審査請求書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島 根 県 警 察 本 部 告 示**島根県警察本部告示第17号**

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

島根県警察本部長 警視長 米 村 猛

第4条第1項第8号及び第2項第6号中「異議申立書及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。